

東海市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

東海市長 花 田 勝 重

東海市上下水道事業管理規程第1号

東海市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東海市企業職員の給与に関する規程（昭和44年東海市水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、第5条及び第9条」を「及び第5条」に改める。

第14条を第15条とし、第10条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条中「在職する職員」の次に「(特定任期付職員を除く。)」を加え、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第7条 条例第7条の2の規定に基づく在宅勤務等手当の支給については、東海市の職員の例による。

別表第1の3年以下の期間の欄中「936」を「1,000」に改め、同表の3年を超え6年以下の期間の欄中「945」を「1,027」に改め、同表の6年を超える期間の欄中「973」を「1,055」に改める。

別表第2中「第7条」を「第8条」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。